白岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めるため、白岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係(白岡市職員の定年等に関する条例の一部改正)

ア 定年年齢の引上げに関する規定を整備するものである。

職員の定年年齢を65歳とし、令和5年度から13年度にかけて段階的に引き上げる。

年度	令和5年度~ 令和6年度	令和7年度~ 令和8年度	令和9年度~ 令和10年度	令和11年度~ 令和12年度	令和13年度~
定年 年齢	6 1歳	6 2歳	6 3歳	6 4歳	6 5歳

- イ 管理監督職勤務上限年齢制に関する規定を整備するものである。
 - ・ 管理監督職の職員は、原則として、60歳に達した日以後、最初の4月1日までに管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制を設ける。
 - ・ 公務上必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設ける。
- ウ 定年前再任用短時間勤務制に関する規定を整備するものである。
 - 60歳に達した日以後、最初の4月1日から定年退職の日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に再任用できる規定を設ける。
- エ 情報提供・意思確認制度に関する規定を整備するものである。 職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報提供及び60歳以後の勤務の意思 確認を行う規定を設ける。
- (2) 第2条関係(白岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正) 地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文等の文言整理を行うものである。
- (3) 第3条関係(白岡市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文等の文言整理を行うものである。

(4) 第4条関係(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 60歳に達した日以後、最初の4月1日からの職員の給料月額を7割水準とする規定を整備するものである。
- (5) 第5条関係(白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正) 地方公務員法及び白岡市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、引用条文等 の文言整理を行うものである。
- (6) 第6条関係(白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正) 地方公務員法及び育児休業法の一部改正に伴い、引用条文等の文言整理を行うとと もに、所要の改正を行うものである。
- (7) 第7条関係(白岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正) 地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文等の文言整理を行うものである。
- (8) 第8条関係(白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正) 地方公務員法及び白岡市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、引用条文等 の文言整理を行うものである。
- (9) 第9条関係(白岡市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

地方公務員法の一部改正及び埼玉県の職員の再任用に関する条例の廃止に伴い、引用条文等の文言整理を行うとともに、所要の改正を行うものである。

- (10) 第10条関係(白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に一部改正) 職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、文言整理を行うものである。
- (11) 第11条関係(白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、文言整理を行うものである。

(12) 第12条関係(白岡市職員の再任用職員に関する条例の廃止) 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止するものである。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条中条例第14条第2項第16号の 改定規定及び附則第11条の規定は公布の日から施行する。

(2) 経過措置

定年年齢を段階的に引き上げる間は、現行と同様に再任用できる経過措置を設ける。